

# 国民健康保険税

## 22年度納税通知書を送付します

22年度の国民健康保険税(以下、国保税)納税通知書を7月15日(木)に発送します。

納期は9回となります

納付書や口座振替の方法(普通徴収)により納付する方は、8月2日(月)から9回の納期になります(左表参照)。第1期の納期は8月2日(月)です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き(特別徴収)について

国保税を年金から天引き(特別徴収)により納める仕組みを、20年度から開始しています。

特別徴収の対象となる方は、世帯内の国民健康保険(国保)の加入者全員が65歳~74歳の世帯の世帯主の方です。ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。①特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合②介護保険料の天引きと合わせた額が、年金額

## 22年度国民健康保険税および後期高齢者医療保険料(普通徴収)納期一覧

区分	納期日	
	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料(普通徴収)
1期	8月2日(月)	8月2日(月)
2期	8月31日(火)	8月31日(火)
3期	9月30日(木)	9月30日(木)
4期	11月1日(月)	11月1日(月)
5期	11月30日(火)	11月30日(火)
6期	12月27日(月)	12月27日(月)
7期	23年1月31日(月)	23年1月31日(月)
8期	23年2月28日(月)	23年2月28日(月)
9期	23年3月25日(金)	—

【注意】国保税は年金支給のときに天引きとなりますが、新たに10月から特別徴収が始まる方は、9月までは普通徴収の方法により納付し、10月の年金支給から天引きとなります。

年金からの天引き(特別徴収)から口座振替への納付方法変更

国保税の納付方法を特別徴収から、申し出により口座振替に変更することができます。8月5日(木)までに納付方法の変更の申し出書を保険年金課(市役所1階)に提出した場合、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替により納付することとなります。

## 後期高齢者医療制度

### 22年度保険料額 決定通知書を送付します

22年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月15日(木)に発送します。

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)納付書をお送りします。納期は7月~23年2月の8回となります。

年金天引き(特別徴収)を中止して、口座振替へ納付方法を変更することができません。保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則となりますが、申し出により口座振替に変更することができます。

8月6日以降に手続きをした場合は、12月以降の特別徴収を中止することとなります。ただし、これまでの国民健康保険税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①認め印②振替口座の分かるものと届け出印(新規に口座振替を申し込まれる方は口座振替依頼書の提出が必要になります)③被保険者証(本人確認のため、ご持参ください)※特別徴収も口座振替も、お支払い頂く国保税の総額は変わりません。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

## 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証 を更新します

方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

70歳から74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合(1割または3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、8月に22年度の市・都民税課税所得に基づいて判定し、更新されます(下表参照)。

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月下旬に世帯主あてに送付します。

## 21年度 個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

### 個人情報保護制度の運用状況

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するために東久留米市個人情報保護条例を定めています。21年度の運用状況は、次の通りです。

### 情報公開制度の利用状況

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動

## 22年度 高齢受給者証判定基準

判定対象になる方は、70歳から74歳で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額(※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる	3割	収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります(申請がない場合は3割と判定)
		上記以外の方	申請による変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	住民税課税世帯	申請による変更はありません
		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額等が下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます(※3)

※1 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。  
 ※2 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。  
 ※3 自己負担限度額とは、70歳から75歳未満の前期高齢者の保険診療分の一部負担金の1カ月当たりの上限額のことです。外来、調剤等の場合は、上限額を超えた支払いがあったとき、申請により上限を超えた額が給付されます(原則、対象の方の世帯には申請書を送付します)。ただし、入院または在宅末期医療総合診療の保険診療を受ける場合は、保険医療機関等の窓口で上限額までの支払いとなります。

## 土地家屋調査にご協力をお願いします

土地の調査は、その土地の利用状況から現況地目を調査するものです。家屋の調査は、

### 障害者住宅手当 所得制限限度額表

扶養親族数	世帯における最多収入者の所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。

### 障害者住宅手当

該当する方は、障害福祉課へご申請ください

市では、身体障害者、知的障害者の方などを対象に、住宅手当を支給しています。該当する方は、障害福祉課(市役所1階)へ申請してください(現在受給中の方) 70・7747へ。

支給対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の方、脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方で、民間賃貸住宅にお住まいで、所得制限限度額以下の所得の方(所得制限限度額は左表の通り)です。手当額は月額35,000円です。詳しくは同課管理係 ☎470・7747へ。